

横須賀市 e スポーツ協会会員区分及び会費規則

第1条（目的）

本規則は、横須賀市 e スポーツ協会（以下「当協会」という。）の会員区分及び年会費に関する必要な事項を定める。

第2条（会員区分及び年会費）

① 特別会員

特別会員とは理事会からの推薦を受けた個人をいう。

年会費:0 円

② 一般会員

一般会員とは当協会の目的に賛同して入会し、活動に参加する個人または団体及び法人をいう。

年会費（個人会員：2,000 円、法人・団体会員：10,000 円）

③ 学生会員

学生会員とは当協会の目的に賛同して入会し、活動に参加する高校生までの学生をいう。

年会費:1,000 円

④ 賛助会員

賛助会員とは当協会の目的に賛同して入会し、活動を支援する個人または団体及び法人をいう。

年会費:10,000 円

第3条（納入方法）

年会費の納入は、事務局の請求に基づき指定した期日までに前納するものとする。

第4条（期間）

各会員の年会費の対象期間は新規に入会した年は入会月から翌年3月までの期間とし、以後は年度単位となる。

第4条

年会費の滞納が6か月以上に及ぶ会員は、会員としての資格を喪失する。

第5条

第2条の会員区分及び年会費は、協会の活動資金として理事会で決定した割合を目的遂行の為に使用する。

第6条 既納の年会費は一切返還しない。

第7条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

令和2年9月25日 施行
令和4年12月19日 改正